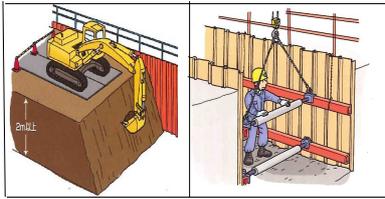


【地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習会】のご案内 (17時間コース)



北海道労働局長登録教習機関(北労安教第73号=登録有効期間満了日:平成26年3月31日)
 一般社団法人 北海道林業機械化協会 (札幌市中央区北4条西4丁目伊藤ビル6階)
 (TEL 011-251-0708、FAX 011-251-0710)

労働安全衛生法では、掘削面の高さが2メートル以上となる地山の掘削(すい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く)作業及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け及び取りはずしの作業を行う場合は、**技能講習の修了資格を有する作業主任者の指揮のもとに行わなければならない**とされています。

当協会は、北海道労働局長から登録教習機関の認可を受けて、本講習を実施しています。
 この度、下記により講習会を開催します。
 資格を取得しようとお考えの方、この機会にご受講されますようご案内申し上げます。

- 1 **受講資格** 地山の掘削作業及び土止め支保工の作業に3年以上従事した経験を有する者
- 2 **開催日時** 令和2年12月14日(月)～16日(水) 9:00～
- 3 **開催場所** 「北海道建設会館 9階 大会議室」(札幌市中央区北4条西3丁目1)

4 講習カリキュラム

科	目	範 囲	時 間
学 科	作業の方法に関する知識	地山の掘削の方法、浮石・埋設物等の処理、湧水の処理及び排水の方法、法面防護の方法、土砂及び岩石の性質、土止め支保工の種類・材料・構造・組立図・点検及び補修、土止め支保工の切りばり・腹おこし等の取付け及び取りはずしの作業に関する事項	10.5 時間
	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い、電気及び内燃機関器具及び工具、有害ガス、危険防止のための措置、崩壊の予知、服装及び保護具	3.5 時間
	作業者に対する教育等に関する知識	作業者に対する教育及び指導の方法、作業標準、災害発生時における措置	1.5 時間
	関係法令	労働安全衛生法、同法施行令及び労働安全衛生規則、クレーン等安全規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項	1.5 時間
計			17.0 時間

- 5 **修了試験** 講習修了後、修了試験(学科)を行います。
- 6 **修了証の交付**
修了試験に合格した方に対し、後日、当協会が「**技能講習修了証**」を交付します。
- 7 **受講申込みの手続き**
 受講申込書(別紙)に必要事項を記入し、押印を忘れずに写真を添えて、当協会まで送付願います。
 (受講を希望される方は、人数等の確認をさせていただきますので、お早めに当協会までご連絡願います。)
 ※受講申込書に、当該作業に3年以上従事したことの事業主の証明が必要です。
 (1) 写 真：(縦3.0cm×横2.5cm) 1枚(裏面に氏名を記入)
 (2) 受講料：22,000円(税込み・テキスト代含む)
- 8 **持ち物**
受講時には、筆記用具(鉛筆・蛍光ペン)、マスクを持参してください。

なお、当協会で交付された技能講習修了証をお持ちの方は、今回取得される修了証（地山の掘削及び土止め支保工作業主任者）に集約できますのでご持参ください。

9 講習会参加者へのお願い（新型コロナウイルス等の感染防止策について）

新型コロナウイルスをはじめとする感染症の予防および拡散防止のため、講習会の実施に際して下記の対応を行うことをご知らせいたします。

講師、職員は日常における体調管理に努め、うがい、手洗い等の感染予防を励行します。講師、職員がマスクを着用し、受講者の方に対応させていただく場合があります。

<講習参加者へのお願い>

受講当日の体調をご確認の上、お越しいただきますようお願い致します。

発熱・咳等の症状がみられる方は、受講をお控えくださるようお願い致します。受講中に体調の変化を感じられた場合は、無理をなさらずに早めにお申し出ください。

講習会参加時には、うがい、手洗い、マスク着用など、ご自身で感染予防にも努めていただくようお願い致します。

※定員になり次第、締め切りとさせていただきます。